**平成２８年（フ）第２７５号**
神戸市灘区鶴甲５丁目１番50号　ライブタウン翠光206号
債務者　北野　由樹
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３０２号**
神戸市兵庫区羽坂通３丁目７番３号ＮＫ兵庫ビル303
債務者　森本　公代
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３１０号**
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１市営港島住宅70号棟303号
債務者　金元　豊子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３２１号**
神戸市北区有野町唐櫃1956番地の１
債務者　浦川　隆新
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３３９号**
神戸市垂水区本多聞５丁目１番153―105号
債務者　宗　　慶子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７４号**
千葉県印旛郡酒々井町酒々井777番地４
債務者　松原　寿恵
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第９４号**
千葉県成田市津富浦1081番地４
債務者　大木　秀昭
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第９５号**
千葉県佐倉市石川577番地14　チェリーハイムⅠ―203
債務者　難波　祐子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第１０２号**
千葉県成田市吾妻２丁目１番地１（４棟202号）
債務者　佐藤　博宗
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第１０５号**
千葉県成田市本三里塚181番地19（リバティハイムⅡ205号室）
債務者　髙嶋　三吉
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２８年（フ）第３０号**
青森市千刈３丁目７番８号　第一竹内荘７号
債務者　三上　剛志
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第７７号**
青森市大字羽白字沢田490番地７
債務者　金澤由美子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６８号**
熊本市北区鹿子木町132番地１　市営団地５棟402号、前住所熊本市北区鹿子木町132番地１　市営団地６棟303号
債務者　東田　真人
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２０号**
熊本県葦北郡芦北町大字田浦236番地４
債務者　村田あゆみ（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

**平成２８年（フ）第５号**
大分県杵築市大字杵築750番地10　ディアスグローリーＢ102号室
債務者　眞境名力男
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月12日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２８年（フ）第９５号**
静岡市清水区清水町10番４号、旧住所静岡市清水区折戸２丁目11番３－７号
債務者　門脇　博幸
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部